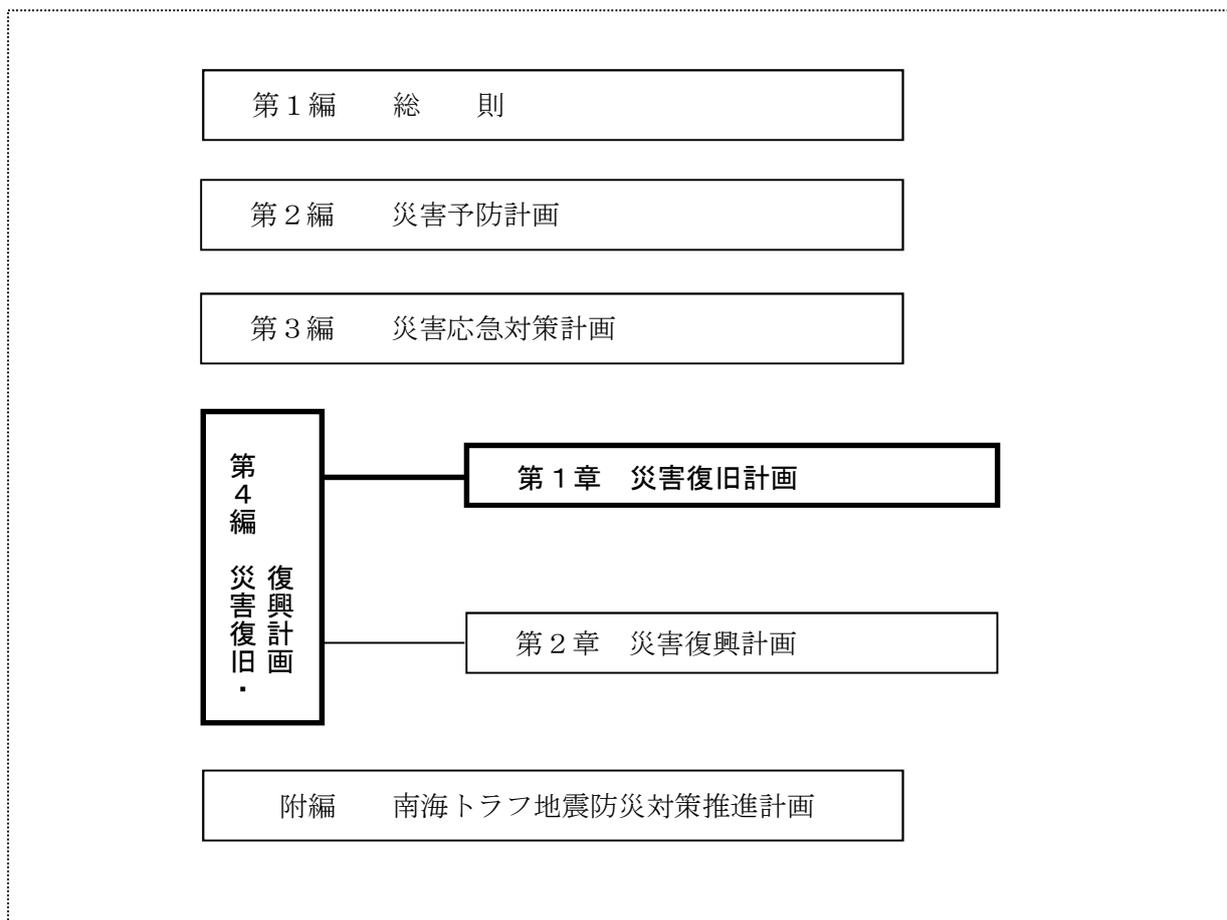


第 4 編 災害復旧・復興計画

| | |
|--------------|----------------------------------|
| 第 1 編 | 総 則 |
| 第 2 編 | 災 害 予 防 計 画 |
| 第 3 編 | 災 害 応 急 対 策 計 画 |
| 第 4 編 | 災 害 復 旧 ・ 復 興 計 画 |
| 附 編 | 南 海 ト ラ フ 地 震 防 災 対 策 推 進 計 画 |
| 資 料 編 | |

| | | |
|-------|-------------|------|
| 第 1 章 | 災 害 復 旧 計 画 | 4- 1 |
| 第 2 章 | 災 害 復 興 計 画 | 4- 7 |

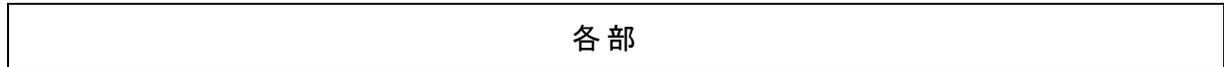
第1章 災害復旧計画



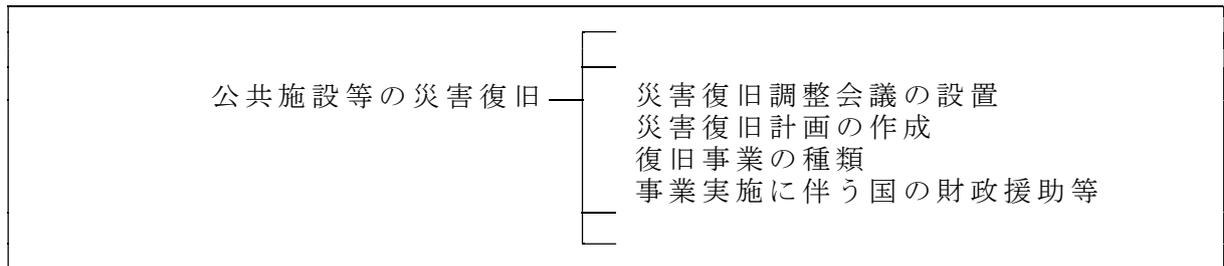
| | | |
|-----|------------|------|
| 第1節 | 公共施設等の災害復旧 | 4- 2 |
| 第2節 | 激甚災害の措置 | 4- 5 |

第1節 公共施設等の災害復旧

《実施担当部局》



《対策の体系》



方針

市は、庁内部局間の連携のもと災害応急対策を講じた後に被害の程度を調査・検討し、県の各部と連携・協力して、被災者の生活再建支援を図るとともに、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成し、災害の再発防止に努めなければならない。また、大災害が発生した場合の復旧については、労働力の不足、資材の払底等によって工事が円滑に実施できないことも予想されるので、このような事態を想定して、十分検討しておかなければならない。

計画

第1 災害復旧調整会議の設置

被災後の迅速な災害復旧に関し、庁内部局間の連携を図り、被災地域の復旧を速やかに推進するため、災害復旧調整会議を設置する。

第2 災害復旧計画の作成

復旧事業計画の作成にあたっては、被災の原因、被災状況等を的確に把握し各施設の原形復旧にとどまらず、改良復旧又は関連事業の採用を積極的に働きかけ、資金の性格にとらわれず、効果的、経済的な配慮を盛り込むなど、関係機関と十分連絡調整を図り、綿密周到な計画の樹立に努めるものとする。

第3 復旧事業の種類

災害復旧事業計画の種類は以下のとおりである。

1 公共土木施設災害復旧事業計画

- (1) 河川公共土木施設復旧事業計画
- (2) 海岸公共土木施設復旧事業計画
- (3) 砂防設備復旧事業計画
- (4) 林地荒廃防止施設復旧事業計画
- (5) 地すべり防止施設復旧事業計画
- (6) 急傾斜地崩壊防止施設復旧事業計画
- (7) 道路公共土木施設復旧事業計画
- (8) 港湾公共土木施設復旧事業計画
- (9) 漁港公共土木施設復旧事業計画
- (10) 下水道施設復旧事業計画

2 農林水産業施設災害復旧事業計画

3 都市災害復旧事業計画

4 水道施設災害復旧事業計画

5 住宅災害復旧事業計画

6 社会福祉施設災害復旧事業計画

7 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

8 学校教育施設災害復旧事業計画

9 社会教育施設災害復旧事業計画

10 文化財災害復旧事業計画

11 その他の災害復旧事業計画

第4 事業実施に伴う国の財政援助等

災害に対する国の財政措置は次のとおりである。

1 国庫補助及び国の財政措置

- (1) 公共土木施設災害復旧・・・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法によるもの
- (2) 農林水産施設災害復旧・・・農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律によるもの
- (3) 公立学校施設災害復旧・・・公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法によるもの
- (4) 公営住宅の建設・・・・・・公営住宅法によるもの

(5) 都市施設災害復旧・・・都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針によるもの

2 地方債に基づく措置

3 地方交付税に基づく措置

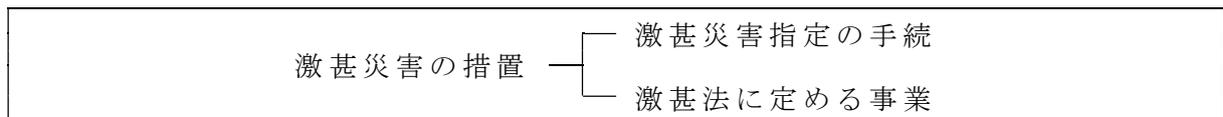
4 激甚災害時の特別財政措置

第2節 激甚災害の措置

《実施担当部局》



《対策の体系》



方針

甚大な被害が発生した場合において、迅速に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）による援助、助成等を受けて適切な復旧計画を実施する。

計画

第1 激甚災害指定の手續

1 激甚災害に関する調査

各部局は、大規模な災害が発生した場合、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を調査し県に報告する。

2 特別財政援助の交付手續

市長は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに特別財政援助額の交付に関わる調書を作成し、和歌山県の関係部局に提出する。

第2 激甚法に定める事業

1 激甚災害に関わる財政援助措置の対象は次のとおりである。

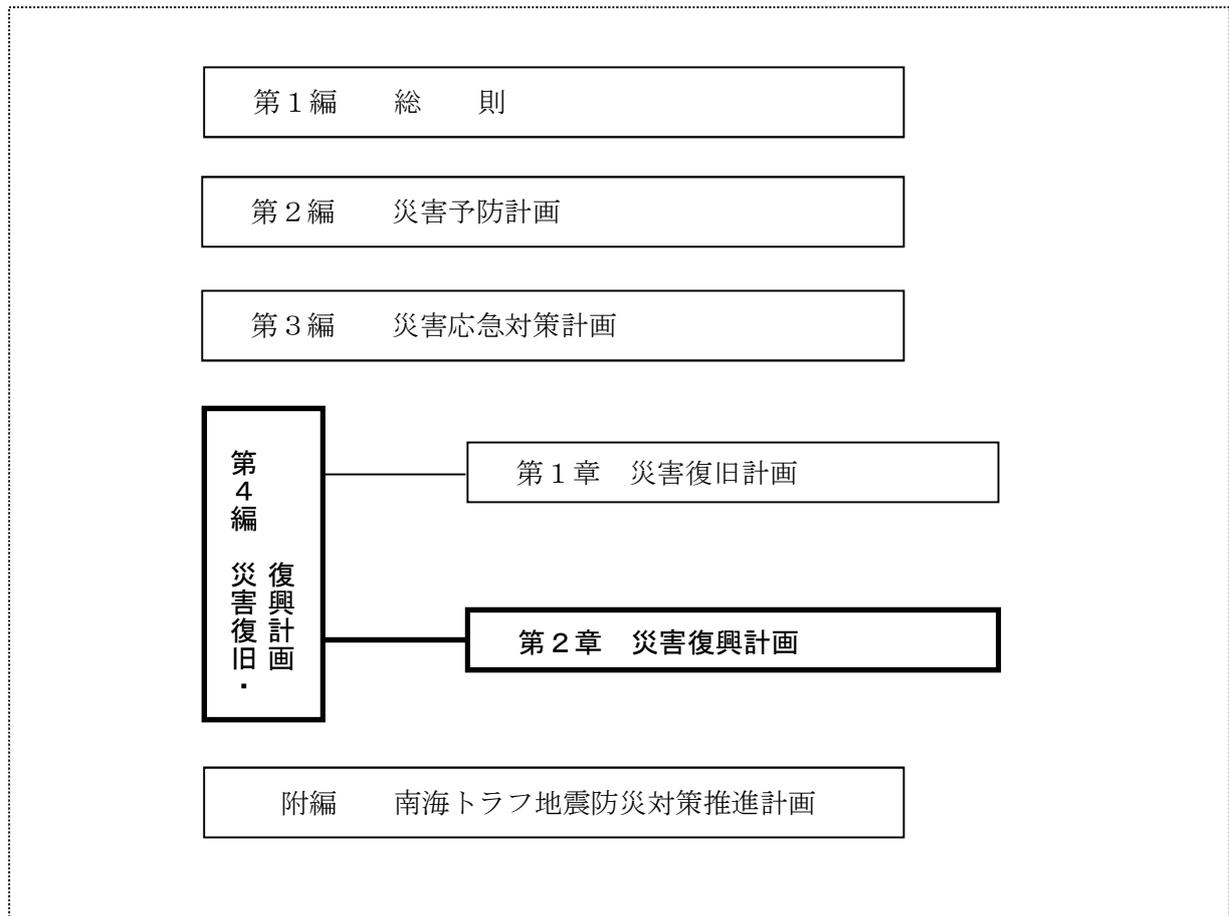
(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業

- カ 児童福祉施設災害復旧事業
 - キ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ク 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
 - ケ 知的障害者援護施設災害復旧事業
 - コ 婦人保護施設災害復旧事業
 - サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
 - シ 感染症予防事業
 - ス 堆積土砂排除事業(公共的施設区域内・公共的施設区域外)
 - セ 湛水排除事業
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
 - キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
 - ク 森林災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - イ 中小企業近代化資金等助成法による貸付金等の償還期間等の特例
 - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例
- (4) その他の特別の財政援助及び助成
- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付けの特例
 - オ 水防資材費の補助の特例
 - カ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
 - キ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
 - ク 公共土木施設、公立学校施設、農地・農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
 - ケ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

※ 激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準は「資料編7-12(P資7-18)」を参照

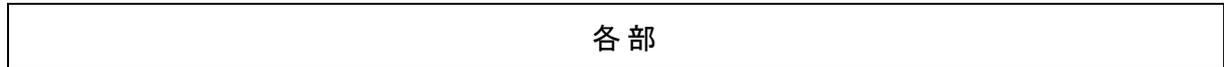
第2章 災害復興計画



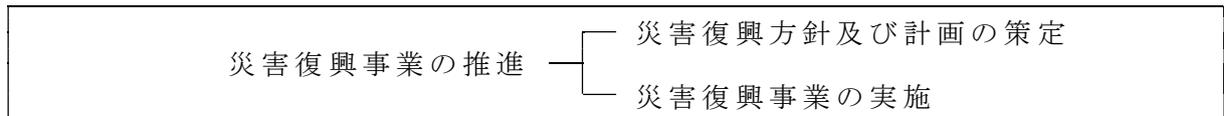
| | | |
|-----|-----------|------|
| 第1節 | 災害復興事業の推進 | 4- 8 |
| 第2節 | 住宅の確保 | 4-10 |
| 第3節 | 中小企業の復興支援 | 4-12 |
| 第4節 | 農林漁業の復興支援 | 4-13 |

第1節 災害復興事業の推進

《実施担当部局》



《対策の体系》



方針

被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、再度の被災防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりをめざす。具体的には、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を計画的に推し進めるため、復興計画を作成し市民の理解を求めながら、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

計画

第1 災害復興方針及び計画の策定

大規模災害により市域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、被災地域の災害復興は、都市構造や産業基盤の改変を要するような大規模事業となる。

このため市は、学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員により構成する(仮称)災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。

市は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画を策定し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的かつ速やかに復興を進める。

災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。

1 復興目標年度の設定

計画の復興目標年度は、災害の規模を勘案し、早期に決定する。

2 復興計画策定の留意点

- (1) 市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。
- (2) 市民の生活安全と環境保全に配慮した防災まちづくりを実施するため、市民に対して、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、市民側での各種選択肢、施策情報の提供などを行い、計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確に

して、市民の理解を求め、将来に悔いのないまちづくりを目指すよう努める。

第2 災害復興事業の実施

市は、県及び関係機関・団体並びに市民・事業所と協力して、災害復興計画に基づき災害復興事業を推進する。なお、事業の計画的な推進のため、必要に応じて庁内に災害復興に関する部署の設置を検討する。

第2節 住宅の確保

《実施担当部局》

建設部

《対策の体系》



方針

応急住宅対策に引き続いて、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、必要に応じて災害公営住宅の建設、既設公営住宅等への特別入居等を行う。また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等の空家を活用、仮設住宅等の提供等により支援する。

計画

第1 災害公営住宅の建設

災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号のいずれかに該当する場合に、低所得者被災世帯のため国庫から補助（割当）を受けて県又は市が建設し、入居させるものとする。入居条件については公営住宅法による。

- 1 災害（火災を除く）により、住宅が滅失した場合で、その滅失戸数が被災地全域で500戸以上のとき又は市の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき、若しくは滅失戸数が市の区域内の住宅戸数の10%以上のとき
- 2 火災により住宅が滅失した場合（同一期に同一場所で発生したとき）で、その滅失戸数が、被災地全域で200戸以上とき又は滅失戸数が市の区域内の住宅戸数の10%以上のとき

第2 既設公営住宅の復旧

既設公営住宅の復旧は、災害（火災にあつては、地震による火災に限る。）により公営住宅又は共同施設が滅失し、又は著しく損傷した場合において、事業主体が国庫から補助を受けて復旧するものとする。国庫補助適用の基準等については、公営住宅法による。

第3 住宅相談等の支援

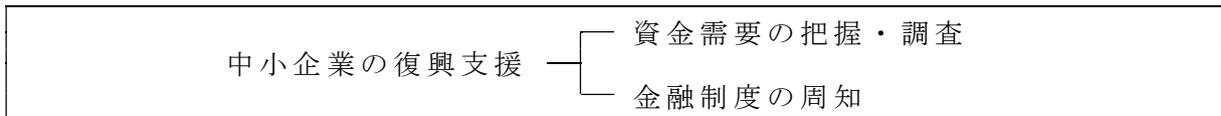
- 1 市は、県と連携して住宅相談窓口を開設し、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等について、市民からの相談に応ずる。
- 2 市は、県と協力・連携し、住宅金融支援機構が住宅金融支援機構法に基づき行う被災者向け低利融資の制度適用が、該当する市民に対し迅速かつ円滑に行われるよう必要な措置を行う。

第3節 中小企業の復興支援

《実施担当部局》

商工観光部

《対策の体系》



方針

災害により被害を受けた中小企業の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定化を図るために、政府系金融機関及び一般金融機関の融資、信用保証協会による融資の保証等の対策が国・県によって講じられるが、市は、これらの対策が迅速かつ円滑に行われるよう国・県に要請するとともに、関係各部、関係機関、団体等の協力を得て、必要な周知活動を積極的に行う。

計画

第1 資金需要の把握・調査

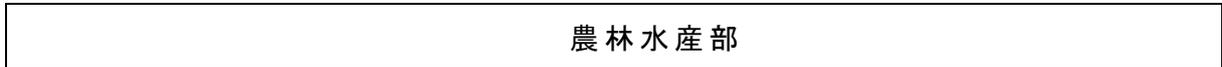
市は、県が行う中小企業関係の被害状況の調査等について協力する。

第2 金融制度の周知

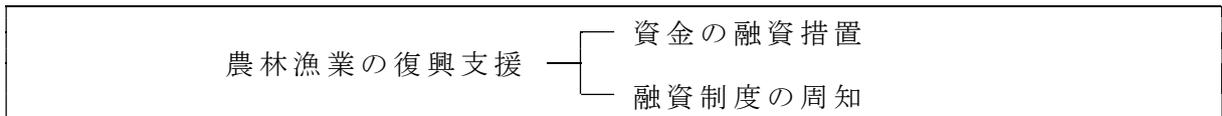
市は、商工会議所や商工会その他関係団体を通じて、国・県が行う金融上の特別措置、日本政策金融公庫が行う災害貸付け、商工組合中央金庫が行う特災利率の適用等の特別措置について中小企業に周知する。

第4節 農林漁業の復興支援

《実施担当部局》



《対策の体系》



方針

災害により被害を受けた農林漁業者又は組合等に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の回復と経営の安定化を図るため、県とともに政府系金融機関及び一般金融機関に特別の配慮を要請し、復旧・復興に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう対処するとともに、市は、これらの融資制度について周知する。

また、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合等の協力を得て、被災した農林漁業関係者に対する融資適用を迅速かつ円滑に実施する。

計画

第1 資金の融資措置

市は、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合等の協力を得て、被災した農林漁業関係者等に対する融資適用が、迅速かつ円滑に行われるよう措置する。

第2 融資制度の周知

市は、関連協同組合等を通じて、国・県が行う災害により被害を受けた農林漁業者に対する融資制度について農林漁業者に周知する。